

れきみんコラム

三春の地域と文化財① 文化財地域計画

歴史民俗資料館では、令和7年度まで三春町文化財保存活用地域計画の作成作業を行い、今後、文化庁の認定を受ける予定です。このコーナーでは、地域の宝物である文化財を紹介します。

まず、文化財は、国や町等が持っている場合もありますが、その多くは個人や民間の団体が所有・管理・継承しています。そこで、国は文化財保護法、町は文化財保護条例により、個人等の持ち物を文化財に指定して、国民や町民共有の財産に位置付けることで保護してきました。しかし、近年の社会状況の変化により、文化財が次々に失われつつあり、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、それを継承する担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組む体制整備が必要となっています。

そこで、中長期的な観点から地域の文化財の保存・活用のための取組みを計画的に実施し、様々な人たちが参画して、次の世代に継承するために、各市町村が文化財保存活用地域計画を策定することになりました。令和5年度から始まった作業の中で、アンケートやワークショップ、文化財フォーラム、パブリックコメントなどを行い、文化財の所有者や継承団体、町民の皆さんの意見を伺い、地域や関係団体から推薦された委員の皆さんによる策定協議会で、協議を重ねてきました。

計画では、町の将来像を「地域みんなで“ゆかしい”宝物を育み、受け継ぎ、活かすまち」と設定し、まずは今年度から5年間で将来像の実現に向けた土台作りを行うこととしました。

三春町には現在、国指定2件、県指定2件、町指定100件と国登録2件の文化財があります。ほかに、埋蔵文化財包蔵地が233か所、さらに未指定の文化財として暫定的に632件を挙げました。今後の調査により、未指定は増減し、その中から重要なものは文化財等に指定または登録し、さらなる保存・活用を進める予定です。

さて、国指定文化財の1つは「三春滝ザクラ」で、開花期には大勢の観光客が訪れ、福島県を代表する文化財です。また、日本の桜を代表する樹でもあり、国が所有し、町が管理しています。もう1つは、富沢の「中山家住宅」です。こちらは江戸時代中期の農家建築を伝える貴重な例として、昭和52年に重要文化財に指定されましたが、文化財としての活用はあまりできていません。さらに、建て替えや改築ができない中で、持ち主の方は指定から50年近くにわたって不便な生活を強いられ、震災や雨風にも耐えて、文化財を守り伝えていただいています。今後は、建物を移築するなど保存し、三春の宝物として活用するために、地域全体で検討していく必要があります。



国指定重要文化財 中山家住宅

トタン葺きにサッシの外観ですが、内部は古い小屋組構造などがよく残されています。現在も生活の場であるため、敷地内への立ち入りはご遠慮ください。



お詫び

広報3月号P12に掲載した「第75回“社会を明るくする運動”作文コンテスト賞状伝達式」の文中の氏名に誤りがありました。訂正してお詫びいたします。

誤)「渡辺紗希」
正)「渡辺紗季」

◎ボランティア

- ・三春町赤十字奉仕団
- ・舞団連
- ・ボランティア絆
- ・菊地作夫(実沢)
- ・國分シヅ子(新町)
- ・齋藤キミ子(南町)

▽物品

- ・生長の家福島県教化部

◎寄附

【三春町社会福祉協議会へ】

寄附・ボランティア
していただいた方々
(令和8年2月9日～
令和8年3月8日)
(敬称略・順不同)